

第 52 回 全日本実業団障害馬術大会 要綱

1. 大会名: 第 52 回 全日本実業団障害馬術大会
2. 主催: 日本社会人団体馬術連盟
3. 開催日: 平成 27 年 1 月 24 日(土) ~ 25 日(日)
4. 開催場所: JRA 馬事公苑 (東京都世田谷区上用賀 2-1-1)
5. 出場資格
 - 団体出場資格
 - 日本社会人団体馬術連盟 正会員団体
 - 同一団体内で出場資格を有する選手を 4 名以上揃えたチームを編成できる団体
 - 大会役員、馬取扱者を各日 1 名ずつ以上派遣できる団体
 - 選手出場資格

日本社会人団体馬術連盟 馬術技能資格 A または B グレードに認定され、当年度に登録されている者
6. 競技形式
 - (1) 貸与馬による各団体チーム 3~4 名による対抗戦とする。
 - (2) 予戦は 2 試合の変形リーグ戦(3 名戦)とし、上位 8 チームが決勝トーナメントへ進出する。
 - (3) 決勝トーナメントは 4 名戦とする。なお、決勝トーナメントでの 3 位決定戦は行わず、準決勝敗退チームを 3 位同位とする。
 - (4) 組み合わせは、抽選による。
 - (5) 競技規程は、日本馬術連盟競技会規程第 26 版(減点基準表については基準表 A)及び日本馬術連盟国民体育大会馬術競技規程(16.団体障害飛越競技)を採用する。2 反抗失権とする。基準タイムの設定など一部ローカルルールを採用する。
 - 予選と決勝トーナメント準々決勝については、早着減点を採用する。
 - (6) 危険防止の観点から、主催者及び審判団の協議に基づき参加団体責任者に改善を指導する場合がある。
 - (7) 使用予定馬が故障などにより使用不能となった場合、競技前・途中の如何を問わず、予備馬による再走行とする。ただし、審判団の判断によってはその限りではない。
 - (8) その他、詳細については当日説明するので、注意すること。
7. 予選勝敗決定方法

- (1) 勝点の多い団体を勝者とする。
 - (2) 勝点が同じ場合は、次の順序で勝者を決める。
 - 減点合計の少ない団体
 - 各走行のタイムの基準タイムとの差の絶対値の合計の少ない団体
 - 減点 0 の選手の多い団体
 - 最少減点者の所属する団体
 - 失権者の少ない団体
 - (3) 以上をもって決定しない場合は、抽選により決定する。
8. 勝点決定法
- (1) 相対する選手で、減点の少ない者に勝点を与える。
 - (2) 減点が同じ場合には、引き分けとする。
(準決勝、決勝については、タイムの速い方を上位とする。)
9. 予選の結果による決勝トーナメント出場団体は、次の順序で決定する。
- (1) 勝数の多い団体を上位とする。
 - (2) 勝数が同じ場合は勝点の多い団体を上位とする。
 - (3) 前項で 2 チームが同じ勝点の場合は、その 2 チームの対戦においての勝利チームを上位とする。なお、3 チームが同じ勝点の場合は抽選とする。
 - (4) 以上をもって決定しない場合は抽選とする。
10. 決勝トーナメントにおける勝敗は、次の順序で決定する。
- (1) 勝点の多い団体を上位とする。
 - (2) 勝点が同じ場合は、次の順序で勝者を決める。
 - 減点合計の少ない団体
 - 走行のタイムの合計の少ない団体 (ただし準々決勝は各走行のタイムの基準タイムとの差の絶対値の合計の少ない団体)
 - 減点 0 の選手の多い団体
 - 最少減点者の所属する団体
 - 失権者の少ない団体
 - (3) 以上をもって決定しない場合は別に協議する。
11. 決勝トーナメント組み合わせ
- 予選競技終了後、決勝トーナメントの組み合わせ抽選会を行う。
12. 大会役員と馬取扱者の派遣
- 出場団体は、大会役員および馬取扱者を 1 日につきそれぞれ 1 名を派遣すること。
- 馬取扱者
- 馬装と手入れを問題なくできる者とし、出場選手との兼務は可とします。2 日目の

馬取扱者は担当馬匹の退厩作業までが業務となります。

- 大会役員

大会の運営に交代なく終日従事することとし、出場選手との兼務はできません。

13. 注意事項

- (1) 異議の申立ては、代表者を通じて書面により行うものとする。競技の成績が発表されてから 30 分を経過した場合、申立ては受理されない。
- (2) 服装は FEI 規定を適用し、出場者は必ず保護帽を着用すること。保護帽は容易に脱落しないよう恒久的に取り外しが出来ない顎紐がシェル部に3点以上で固定されたものでなければならない。また、チャップス等での出場は認められません。
- (3) 拍車は丸又は棒拍とする。馬匹提供団体および審判長の指示により、着用を認めないこともある。
- (4) 審判長が認めた場合を除き、上記(2)(3)に違反した場合、失権とする。
- (5) 準備運動場での逆標旗飛越は、その都度、罰金 3 万円を課す。飛越回数オーバーは失権とする。
- (6) 馬匹、進行状況等により一部を変更して実施する場合がある。
- (7) 参加者・馬取扱者・観覧者の事故疾病について、主催者は応急処置をするが、その責は負わない。
- (8) 最近、使用馬匹の能力が高くなっていますが、選手の練習不足のため即応できない場面が見受けられます。参加選手は何らかの傷害保険に加入し、危険防止の面からも十分な準備をお心がけください。